

議案第九号

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年二月十二日

提出者

杉並区長

田

中

良

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和三十四年杉並区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第三条の二」を削る。

第三条の二を削る。

第九条第一項中「三十八万円」を「四十二万円」に改める。

第十四条を次のように改める。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第十四条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特

別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第十四条の四の所得割の保険

料率を乗じて算定する。

2 前項の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第三百十三条第九項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

第十四条の四第一項第一号中「百分の八十」を「百分の六・一三」に、「当該年度の住民税額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に、「第二十九条の七第二項第六号ただし書」を「第二十九条の七第二項第四号ただし書」に改め、同項第二号中「つき 三万千二百円」を「つき三万千二百円」に改め、同条第二項を削る。

第十四条の六中「当該年度分の住民税額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に改める。

第十四条の八中「五十万円」を「五十一万円」に改める。

第十四条の十一中「当該年度分の住民税額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に改める。

第十四条の十二第一項第一号中「百分の二十三」を「百分の一・九六」に、「当該年度の住民税額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に、「第二十九条の七第三項第五号ただし書」を「第二十九条の七第三項第四号ただし書」に改め、同項第二号中「つき 八千七百円」を「つき八千七百円」に改め、同条第二項を削る。

第十四条の十四中「当該年度分の住民税額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に改める。

第十四条の十六中「十三万円」を「十四万円」に改める。

第十五条の三中「当該年度分の住民税額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に改める。

第十五条の四第一項第一号中「百分の十六」を「百分の〇・九八」に、「当該年度の住民税額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に、「第二十九条の七第四項第五号ただし書」を「第二十九条の七第四項第四号ただし書」に改め、同項第二号中「つき 一万二千元」を「つき一万三千二百円」に改め、同条第二項を削る。

第十五条の五中「十万円」を「十二万円」に改める。

第十五条の六を削る。

第十八条第三項を削る。

第十八条の二中「五十万円」を「五十一万円」に、「十三万円」を「十四万円」に、「が十万円」を「が十二万円」に、「には、十万円」を「には、十二万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

- 一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合）にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者で

あつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後五年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（同法第三百十七条の二第一項第二号に規定する青色専従者給与額又は同法第三百十三条第五項に規定する事業専従者控除額については、同条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、地方税法第三百十四条の二第一項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三

百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について二万千八百四十円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について六千

九十円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について九千二百四十円

第十八条の二第二号中「山林所得金額」の下に「並びに他の所得と区分して計算される所得の金額」を加え、同号イ中「ついて 一万五千六百円」を「ついて一万五千六百円」に改め、同号ロ中「ついて 四千三百五十円」を「ついて四千三百五十円」に改め、同号ハ中「ついて 六千円」を「ついて六千六百円」に改め、同条第三号中「山林所得金額」の下に「並びに他の所得と区分して計算される所得の金額」を加え、同号イ中「ついて 六千二百四十円」を「ついて六千二百四十円」に改め、同号ロ中「ついて 千七百四十円」を「ついて千七百四十円」に改め、同号ハ中「ついて 二千四百円」を「ついて二千六百四十円」に改める。

第十九条中「都民税額及び特別区民税額」を「規定する総所得金額」に改め、「都民税及び特別区民税の課税標準である」及び「（昭和四十年法律第三十三号）」を削り、「給与所得を」を「給与所得については、」に、「として計算した場合における都民税及び特別区民税の額に相当する額）」を「によるものとする。第二項において同じ。」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」に、「総所得金額」を「総

所得金額（同法「」に改め、「）」と、「同法」とあるのは「」を削る。

第二十四条第一項第二号中「平成二十五年三月三十一日」を「二年を経過する月」に改める。

附則を次のように改める。

（施行期日）

第一条 この条例中第二章に関する事項は公布の日から、その他の事項は昭和三十四年十月一日から施行する。

（延滞金の割合の特例）

第二条 当分の間、第二十二条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

第三条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。）の控

除を受けた場合における第十八条の二の規定の適用については、同条第一号中「総所得金額（同法）」とあるのは「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて算定した金額から十五万円を控除した金額によるものとし、地方税法」とする。

（平成二十二年度から平成二十五年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例）

第四条 平成二十二年度から平成二十五年度までの各年度における第十三条の三の規定の適用については、同条第一号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第二十六条第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金に相当する額及び同条第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金の二分の一に相当する額」と、同条第二号中「その他」とあるのは「法附則第二十六条第一項の規定による交付金その他」とする。

（平成二十二年度以降の保険料の減免の特例）

第五条 当分の間、平成二十二年度以降の第二十四条第一項第二号による保険料の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後二年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

（平成二十三年度及び平成二十四年度における保険料の所得割額の算定の特例）

第六条 平成二十三年度及び平成二十四年度における第十四条第一項、第十四条の六、第

十四条の十一、第十四条の十四及び第十五条の三に規定する基礎控除後の総所得金額等の算出においては、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる金額を控除するものとする。

一 当該年度分の地方税法の規定による都民税及び特別区民税（同法の規定による道府県民税及び市町村民税を含むものとし、同法第五十条の二及び同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割の額並びに同法第二十四条第一項の規定によつて課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。以下この号において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該都民税及び特別区民税が課されない者を含む。） 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の百分の七十五に相当する金額

二 前号に該当しない者であつて、課税標準額（賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第三百十四条の三第一項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額、同法附則第三十三条の三第五項第一号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利

子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。）の合計額（千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）をいう。以下この条において同じ。）が百万円以下で、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の百分の百五十の金額を超えるもの、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の百分の五十に相当する金額

三 第一号に該当しない者であつて、課税標準額が百万円を超え、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の百分の百五十の金額を超えるもの、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の百分の百五十の金額を控除した額の百分の二十五に相当する金額

2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等であつて、当該者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等及び課税標準額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれているときは、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額を当該者の給与所得として前項の規定を適用する。

附 則

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第九条

第一項の規定は、施行日以後の被保険者の出産について適用し、施行日前の出産については、なお従前の例による。

3 新条例第十四条、第十四条の四、第十四条の六、第十四条の八、第十四条の十一、第十四条の十二、第十四条の十四、第十四条の十六、第十五条の三から第十五条の五まで、第十八条の二、第十九条並びに附則第三条及び第六条の規定は、平成二十三年度分の保険料から適用し、平成二十二年度分までの保険料については、なお従前の例による。

4 この条例による改正前の杉並区国民健康保険条例第十五条の六、第十八条第三項及び附則第三項から第十三項までの規定は、平成二十二年度分までの保険料については、施行日以後も、なおその効力を有する。

(提案理由)

保険料の賦課方式を変更するとともに、保険料率を改定する等の必要がある。

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

資 料

新 条 例	旧 条 例
<p>目次</p> <p>第一章及び第二章 略</p> <p>第三章 被保険者（第三条）</p> <p>第四章（第八章） 略</p> <p>附則</p> <p>（出産育児一時金）</p> <p>第九条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として四十二万円を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第十四条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に</p>	<p>目次</p> <p>第一章及び第二章 略</p> <p>第三章 被保険者（第三条・第三条の二）</p> <p>第四章（第八章） 略</p> <p>附則</p> <p>第三条の二 削除</p> <p>（出産育児一時金）</p> <p>第九条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として三十八万円を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第十四条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る当該年度分の住民税額（都民税額及</p>

係る地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第

び特別区民税額の合算額（地方税法第五十条の二及び第三百二十八条の規定によつて課する所得割の額並びに同法第二十四条第一項の規定によつて課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。）をいう。以下同じ。）に、第十四条の四の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 | 一般被保険者につき、前項の住民税額がない場合は、当該一般被保険者に係る他の特別区における当該年度分の住民税額を、前項の住民税額とみなす。

3 | 一般被保険者につき、前二項の住民税額がない場合は、当該一般被保険者に係る市町村における当該年度分の都道府県民税額及び市町村民税額を、東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）及び杉並区特別区税条例（昭和三十九年杉並区条例第四十一号）に定める算定方法によつて算定し直した額の合算額（地方税法第五十

一 項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」と

条の二及び第三百二十八条の規定によつて課する所得割の額並びに同法第二十四条第一項の規定によつて課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。）をもつて、第一項の住民税額とみなす。

いう。〕第三条の二の二第十項に規定する
条約適利用子等の額及び同条第十二項に規
定する条約適利用配当等の額をいう。以下こ
の条において同じ。〕の合計額から地方税
法第三百十四条の二第二項の規定による控
除をした後の総所得金額及び山林所得金額
並びに他の所得と区分して計算される所得
の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所
得金額等」という。）に、第十四条の四の
所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 | 前項の場合における地方税法第三百十四
条の二第一項に規定する総所得金額若しく
は山林所得金額又は他の所得と区分して計
算される所得の金額を算定する場合におい
ては、同法第三百十三条第九項中雑損失に
係る部分の規定を適用しないものとする。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料
率）

第十四条の四 一般被保険者に係る基礎賦課

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料
率）

第十四条の四 一般被保険者に係る基礎賦課

額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の六・一三（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の六十に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（政令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。）第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）
- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき三万二千二百円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の四十に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額）

額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の八十一（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の六十に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額（政令第二十九条の七第二項第六号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。）第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）
 - 二 被保険者均等割 被保険者一人につき三万二千二百円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の四十に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額）
- 2 | 前項に規定する保険料率を算定する場合において、小数点以下第二位未満の端数が

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第十四条の六 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第十四条の四の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(基礎賦課限度額)

第十四条の八 第十三条の四又は第十四条の五の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十三条の四の基礎賦課額と第十四条の五の基礎賦課額との合算額をいう。第十八条及び第十八条の二において同じ。)は、五十万円を超えない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦

あるときは、その端数を切り上げ、百円未満の端数の金額があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第十四条の六 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る当該年度分の住民税額に、第十四条の四の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(基礎賦課限度額)

第十四条の八 第十三条の四又は第十四条の五の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十三条の四の基礎賦課額と第十四条の五の基礎賦課額との合算額をいう。第十八条及び第十八条の二において同じ。)は、五十万円を超えない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦

課額の所得割額の算定)

第十四条の十一 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第十四条の十二 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の一・九六(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の六十に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第二十九条の七第三項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して

課額の所得割額の算定)

第十四条の十一 前条の所得割額は、一般被保険者に係る当該年度分の住民税額

に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第十四条の十二 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二十三(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の六十に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額
の見込額(政令第二十九条の七第三項第五号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して

得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき
八千七百円 (一般被保険者に係る後期
高齢者支援金等賦課総額の百分の四十に
相当する額を当該年度の初日における一
般被保険者の見込数で除して得た額)

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等
賦課額の所得割額の算定)

第十四条の十四 前条の所得割額は、退職被
保険者等に係る賦課期日の属する年の前年
の所得に係る基礎控除後の総所得金額等
に、第十四条の十二の所得割の保険料率を
乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき
八千七百円 (一般被保険者に係る後期
高齢者支援金等賦課総額の百分の四十に
相当する額を当該年度の初日における一
般被保険者の見込数で除して得た額)

2 | 前項に規定する保険料率を算定する場合
において、小数点以下第二位未満の端数が
あるときは、その端数を切り上げ、百円未
満の端数の金額があるときは、その端数を
切り捨てるものとする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等
賦課額の所得割額の算定)

第十四条の十四 前条の所得割額は、退職被
保険者等に係る当該年度分の住民税額
に、第十四条の十二の所得割の保険料率を
乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第十四条の十六 第十四条の十又は第十四条の十三の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十四条の十の後期高齢者支援金等賦課額と第十四条の十三の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第十八条及び第十八条の二において同じ。）は、十四万円を超えることができない。

（介護納付金賦課額の所得割額の算定）
第十五条の三 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（介護納付金賦課額の保険料率）
第十五条の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

第十四条の十六 第十四条の十又は第十四条の十三の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十四条の十の後期高齢者支援金等賦課額と第十四条の十三の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第十八条及び第十八条の二において同じ。）は、十三万円を超えることができない。

（介護納付金賦課額の所得割額の算定）
第十五条の三 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る当該年度分の住民税額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（介護納付金賦課額の保険料率）
第十五条の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の〇・九八（介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（政令第二十九条の七第四項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

二 被保険者均等割 被保険者一人につき一万三千二百円（介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額）

一 所得割 百分の十六（介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る当該年度の住民税額

の見込額（政令第二十九条の七第四項第五号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

二 被保険者均等割 被保険者一人につき一万二千円（介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額）

2 | 前項に規定する保険料率を算定する場合において、小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を切り上げ、百円未満の端数の金額があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(介護納付金賦課限度額)

第十五条の五 第十五条の二の賦課額は、十二万円を超えない。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第十八条 略

2 略

(保険料の減額)

第十八条の二 次の各号に該当する納付義務

(介護納付金賦課限度額)

第十五条の五 第十五条の二の賦課額は、十万円を超えない。

(準用規定)

第十五条の六 第十四条第二項及び第三項の規定は、退職被保険者等に係る保険料の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の算定並びに介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課額の算定について準用する。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第十八条 略

2 略

3 第十四条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による保険料の賦課について準用する。

(保険料の減額)

第十八条の二 次の各号に該当する納付義務

者に対して課する保険料の額は、第十三条の四又は第十四条の五の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が五十一万円を超える場合には、五十一万円）及び第十四条の十又は第十四条の十三の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十四万円を超える場合には、十四万円）並びに第十五条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号の八に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十二万円を超える場合には、十二万円）の合算額とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）

現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第六条第八

者に対して課する保険料の額は、第十三条の四又は第十四条の五の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が五十万円を超える場合には、五十万円）及び第十四条の十又は第十四条の十三の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十三万円を超える場合には、十三万円）並びに第十五条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号の八に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十万円を超える場合には、十万円）の合算額とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）

現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第六条第八

号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後五年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（同法第三百十七条の二第一項第二号に規定する青色専従者給与額又は同法第三百十三条第五項に規定する事業専従者控除額については、同条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、地方税法第三百十四条の二第一項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第二項に規定する上場株式等に係る配当所

号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後五年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき地方税法第七百三条の五の規定の例により、算定した総所得金額及び山林所得金額の合算額が、同法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者一人について 二万千八百四十円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者一人について 六千九十円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者一人について 八千四百円

得の金額、同法附則第三十三條の三五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五條第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五條の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五條の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五條の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五條の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五條の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第三條の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同條第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。

以下この条において同じ。）の算定につ

- いても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者
- イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者一人について二万千八百四十円
 - ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者一人について六千九十円
 - ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者一人について九千二百四十円
 - ニ 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に

- ニ 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額
の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に

二十四万五千円に当該年度の保険料賦課
期日（賦課期日後に保険料の納付義務が
発生した場合にはその発生した日とす
る。）現在において、その世帯に属する
被保険者（当該世帯主を除く。）の数と
特定同一世帯所属者（当該世帯主を除
く。）の数の合計数を乗じて得た額を加
算した金額を超えない世帯に係る保険料
の納付義務者であつて前号に該当する者
以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者一人について一万五千六百
円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被
保険者均等割額 被保険者一人につい
て四千三百五十円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均
等割額 被保険者一人について六千六
百円

二十四万五千円に当該年度の保険料賦課
期日（賦課期日後に保険料の納付義務が
発生した場合にはその発生した日とす
る。）現在において、その世帯に属する
被保険者（当該世帯主を除く。）の数と
特定同一世帯所属者（当該世帯主を除
く。）の数の合計数を乗じて得た額を加
算した金額を超えない世帯に係る保険料
の納付義務者であつて前号に該当する者
以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者一人について 一万五千六
百円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被
保険者均等割額 被保険者一人につい
て 四千三百五十円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均
等割額 被保険者一人について 六千
円

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に三十五万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者一人について六千二百四十円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について千七百四十円

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額

の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に三十五万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者一人について 六千二百四十円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について千七百四十円

八 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について二千六百四十円

(特例対象被保険者等の特例)

第十九条 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第十四条第一項及び前条の規定の適用については、第十四条第一項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の

総所得金額に所

得税法 第二

十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。第二項において同じ。」「と、「所得の金額(同法」とあるのは「所

八 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について二千四百円

(特例対象被保険者等の特例)

第十九条 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第十四条第一項及び前条の規定の適用については、第十四条第一項中「都民税額及び特別区民税額」とあるのは「都民税額及び特別区民税額(特例対象被保険者等の都民税及び特別区民税の課税標準である総所得金額に所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合における都民税及び特別区民税の額に相当する額)

得の金額（地方税法」と、前条第一号中「総所得金額（同法」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。」

地方税法」とする。

（保険料の減免）

第二十四条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。

一 略

二 次のいずれにも該当する者（資格取得

日の属する月以後二年を経過する月
までの間に限る。）の属する世帯の

納付義務者

「と、前条第一号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。」と、「同法」とあるのは「地方税法」とする。

（保険料の減免）

第二十四条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。

一 略

二 次のいずれにも該当する者（資格取得

日の属する月以後平成二十五年三月三十
一日までの間に限る。）の属する世帯の

納付義務者

イ及びロ 略

2 及び 3 略

附 則

(施行期日)

第一条 この条例中第二章に関する事項は公布の日から、その他の事項は昭和三十四年十二月一日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

第二条 当分の間、第二十二條第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五條第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に〇・一パーセ

イ及びロ 略

2 及び 3 略

附 則

1 | この条例中第二章に関する事項は、公布の日から、その他の事項は昭和三十四年十二月一日から施行する。

2 | 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第十八條の二の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて算定した金額から十五万円を控除した金額）」と、同条第一号中「同法」

ント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第三条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額(年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第十八条の二の規定の適用については、同条第一号中「総所得金額(同法」とあるのは「総所得金額(所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて算定した金額から十五万円を控除した金額によるものとし、地方税法」とする。

(平成二十二年度から平成二十五年度までの

とあるのは「地方税法」とする。

3| 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第三十三条の二第五項の配当所得を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

4| 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは、「上場株式等に係る配当所得の金額(同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金

各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

第四条 平成二十二年度から平成二十五年度までの各年度における第十三条の三の規定の適用については、同条第一号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第二十六条第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金に相当する額及び同条第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金の二分の一に相当する額」と、同条第二号中「その他」とあるのは「、法附則第二十六条第一項の規定による交付金その他」とする。

(平成二十二年度以降の保険料の減免の特例)

第五条 当分の間、平成二十二年度以降の第二十四条第一項第二号による保険料の減免

額」とする。

5 | 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第三十三条の三第五項の事業所得又は雑所得を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

6 | 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第三十四条第四項の譲渡所得を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

7 | 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属

については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後二年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

（平成二十三年度及び平成二十四年度における保険料の所得割額の算定の特例）

第六条 平成二十三年度及び平成二十四年度における第十四条第一項、第十四条の六、第十四条の十一、第十四条の十四及び第十五条の三に規定する基礎控除後の総所得金額等の算出においては、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる金額を控除するものとする。

- 一 当該年度分の地方税法の規定による都民税及び特別区民税（同法の規定による道府県民税及び市町村民税を含むものとし、同法第五十条の二及び同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割の額並びに同法第二十四条第一項の規定によ

する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第三十五条第五項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「地方税法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは、「地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額」と読み替えるものとする。

8 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第三十五条の二第六項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

つて課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。以下この号において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該都民税及び特別区民税が課されない者を含む。） 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の百分の七十五に相当する金額

二 前号に該当しない者であつて、課税標準額（賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第三百十四条の三第一項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額、同法附則第三十三条の三第五項第一号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に

9 地方税法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

10 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第三十五条の四第四項の事業所得又は雑所得を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

11 地方税法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「先物取引に

規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、租税条約等実施特例法第三條の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同條第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。)の合計額(千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)をいう。以下この条において同じ。)が百万円以下で、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の百分の百五十の金額を超えるもの 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から

係る雑所得等の金額」とあるのは、「先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

12 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第三條の二の二第十項の条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第十八條の二の規定の適用については、同條中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三條の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、同條第一号中「同法」とあるのは「地方税法」とする。

課税標準額の百分の百五十の金額を控除した額の百分の五十に相当する金額

三 第一号に該当しない者であつて、課税標準額が百万円を超え、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の百分の百五十の金額を超えるもの 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の百分の百五十の金額を控除した額の百分の二十五に相当する金額

2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等であつて、当該者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等及び課税標準額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれているときは、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額を当

13 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項の条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第一号中「同法」とあるのは「地方税法」とする。

14 当分の間、第二十二条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年七・三パーセントの割合に満た

該者の給与所得として前項の規定を適用する。

ない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

15 平成二十二年度から平成二十五年度までの各年度における第十三条の三の規定の適用については、同条第一号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第二十六条第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金に相当する額及び同条第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金の二分の一に相当する額」と、同条第二号中「その他」とあるのは「法附則第二十六条第一項の規定による交付金その他」とする。

16 平成二十年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が当

該年度分の特別区民税に係る地方税法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額が七百万円以下である者である場合における第十四条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から五万円（地方税法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額が二百万円に満たない場合には、当該課税総所得金額の百分の二・五に相当する額）を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。

17 被保険者が平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第九条の規定の適用については、同条第一項中「三十八万円」とあるのは、「四十二万円」とする。